

別紙資料17 「定期試験における受験上の注意」(2005年度学生便覧より抜粋)

(1) 定期試験

受験上の注意

- () 座席が指定されている場合にはその席に、それ以外の場合には整然とした列になるように着席してください。
- () 履修届によって登録された授業科目でなければ受験することはできません。
- () 学生証を必ず携帯し、試験期間中は常に机上に呈示してください。
- () 学生証を携帯しない者は、いかなる事情があっても受験できません。学生証を忘れた場合は、試験開始前に大学院学生部まで申し出て下さい。
- () 机上および座席周辺に許可された物以外の所持品等を置いてはいけません。
- () 試験監督者が試験に関する説明を開始し、又は試験用紙の配布を開始したときから試験終了時までの間、静粛にしてください。
- () 遅刻は厳禁です。
- () カンニングなどの不正行為(*)を行った場合は、LEC 東京リーガルマインド大学大学院学則第37条に基づき、停学、懲戒等の処分を受けることになります。

(*)下記の行為は不正行為とみなされます。

- ・ 参照を許可されていない書籍、ノートなどを試験中に参照すること。
- ・ 机、身体、所持品、用紙、書籍等に解答に役立つ可能性のある文字・記号を記載(そのような記載が許されている場合を除く。既に記載されているものをそのまま利用する場合を含む。)し、試験中にそれを参照することができるような状態の下で受験すること。
- ・ 他人に代わって受験すること、又は他人を代わりに受験させること。
- ・ 試験中に、他人の答案を見ること、他人に答案を見せること、又は他人が自己的答案を見ている状態をことさらに放置すること。
- ・ 試験中に、音声、動作、メモその他の伝達手段により、解答に役立つ情報を伝えること、また、そのような行為を共謀し、助成し、要求し、もしくは加担すること。
- ・ 科目担当者又は試験監督者が「不正行為」に該当する旨を警告した上で明示的に禁止した行為をすること、又はそのような警告の下でなされた指示に従わないこと。
- ・ その他健全な大学人としての常識に照らし、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をすること。